

介護老人保健施設しらさぎ

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

運営規程

（設置の趣旨）

第1条 医療法人社団福寿会が開設する介護老人保健施設しらさぎ（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護及び要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立てて実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法・作業療法・言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限り居宅生活を維持できるよう支援に努める。
2. 当施設では、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係地区市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 3. 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 4. 当施設では、介護相談、健康相談等を通じ、地域に施設を開放し地域社会との交流を図る。
 5. 当施設では、明るく家庭的雰囲気の中で、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 6. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行わない。
 7. 当施設では、サービス提供にあたって、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について指導又は説明を行い利用者の同意を得て実施するよう努める。
 8. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 9. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ

有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 介護老人保健施設しらさぎ
- ② 開設年月日 平成8年9月1日
- ③ 所在地 東京都足立区梅田八丁目12番10号
- ④ 電話番号 03-5681-5001 FAX 番号 03-5681-5002
- ⑤ 介護保険指定番号 1357080302

(従業者の職種・員数)

第5条 当通所サービスに勤務する従業者の職種・員数は、次のとおりである。

(1) 職種と員数

従業者の職種	員 数
施設長(医師)	1名
看護・介護職員	6名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2名以上
管理栄養士	1名以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- ② 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- ④ 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（通所予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- ⑤ 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、区市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- ⑥ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ⑦ 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ⑧ 事務員は、施設の円滑な運営及びサービス提供のため全ての事務処理、管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- ① 年末年始（原則 12 月 30 日～1 月 3 日）を除く、毎週月曜日から土曜日までの 6 日間を営業日とする。
- ② 営業日は午前 8 時 30 分から午後 5 時までを営業時間とする。

（通所定員）

第 8 条 通所リハビリテーションの利用定員人数は月曜日から土曜日まで 60 名とする。

（事業の内容）

- 第 9 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は医師・理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、必要なリハビリテーションを行う。
2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
 3. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
 4. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第 10 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- ① 保険給付の自己負担額の支払を受ける。
- ② 利用料として、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、その他の費用等利用料を、契約書・重要事項説明書に掲載の料金により支払を受ける。

（通所の事業の実施地域）

第 11 条 通常の送迎の実施地域を下記のとおりとする。

【足立区内】

青井 1～3 丁目、足立 1～4 丁目、梅島 1～3 丁目、梅田 1～8 丁目、扇 1～3 丁目、興野 1・2 丁目、栗原 1・2 丁目、弘道 1・2 丁目、江北 1・2 丁目、島根 1～4 丁目、関原 1～3 丁目、竹の塚 1～3 丁目、中央本町 1～5 丁目、西綾瀬 1～4 丁目、西新井栄町 1～3 丁目、西新井本町 3～5 丁目、平野 1～3 丁目、本木 1・2 丁目、本木北町、本木東町、本木南町、六月 1～3 丁目、古千谷 2 丁目、舎人 3 丁目

（身体拘束等）

第 12 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設利用に当たっての留意事項と施設サービスの概要)

第15条 当施設の利用に当たっての留意事項と施設サービスの概要は、次のとおりである。
施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取頂くこととする。
食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

種 類	内 容
食 事	- 利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 - 食事は可能な限り食堂で食事ができるよう配慮します。 食事時間・昼食 12:00～13:00 お茶 15:00～15:30
排 泄	利用者の状況に合わせた適切な介助及び自立支援を行います。
入 浴	利用者の身体状況に合わせ機械浴（リフト）での入浴も可能です。
機能訓練	- 機能訓練指導員が利用者の身体機能に合わせたプログラムを作成しリハビリを実施します。また、集団レクリエーション・季節行事なども意欲・体力・機能維持向上を図るため、積極的に実施します。 - 当施設の保有するリハビリ機器＝平行棒・歩行訓練器・起立訓練ベッド・階段昇降等。
健康管理	- 施設担当医師が、日々利用者の健康管理に努めます。 - 緊急等必要時は併設医療機関・協力医療機関・ご希望の医療機関に責任をもって引き継ぎいたします。
相談援助	利用者・ご家族からの相談について誠意を持って対応し、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 窓口＝相談室
社会生活上の便宜	当施設では、必要な教養娯楽設備を整えとともに、レクリエーション・行事等を企画し実施します。

	● 主な娯楽設備＝カラオケ機器
--	---

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。また、当施設は次の設備を備える。

防火設備	スプリンクラー	有り	防火扉	11箇所
	非常階段	2箇所	屋内消火栓	有り
	自動火災報知器	有り	非常通報装置	有り
	誘導灯	58箇所	非常用電源	有り
	ガス漏れ報知器	有り		
カーテン・布団等は防炎性能付を使用。				

- ① 防火管理者には、消防署へ防火管理者登録している者を充てる。
- ② 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ⑤ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑥ 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ・利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ・非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- ⑦ 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、

サービス提供等に事故が発生した場合、当施設内に設置している見守りカメラの画像で事故の経緯、状況を把握し、利用者に対し必要な措置を行う。

(相談・苦情処理)

第19条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(職員の服務規律)

第20条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則を遵守し、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。職務に当たっては施設の秩序を維持し、次の事項に留意する。

- ① 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- ② 健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③ 利用者と協力し合い、能力の向上に努力する。

(職員の質の確保)

第21条 職員の質の向上のために、内外の研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第22条 職員の就業に関する事項は、医療法人社団福寿会の就業規程による。

(職員の健康管理)

第23条 職員は年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する職員は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第24条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2. 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3. 食中毒及び伝染病の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の定期的な鼠族、昆虫の駆除を行う。

4. 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、月 1 回、検便を行わなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 25 条 施設職員は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導・教育を行う。

2. 第 18 条にある見守りカメラは施設内での転倒や転落等の際、緊急時の迅速な対応を目的としており、利用者のプライバシーに配慮し、適切に管理し、特定の目的以外で利用することはない。

(その他の運営に関する事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない場合を除き、定員を超えて利用させない。

2. 運営規程の概要、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に提示する。

3. 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する政省令及び通知ならびに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、介護老人保健施設しらさぎの運営会議において定めるものとする。

(附 則)

この運営規程は、平成 8 年 8 月 30 日より施行する。

この運営規程は、平成 9 年 11 月 10 日より施行する。

この運営規程は、平成 15 年 11 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 2 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 2 年 11 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。